

資 料 編

- 介護保険サービス一覧
- 用語解説（五十音順）

介護保険サービス一覧

分類	サービス名	サービス内容
居宅サービス	訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
	訪問入浴介護 （介護予防訪問入浴介護）	看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。
	訪問看護 （介護予防訪問看護）	看護師等が疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション （介護予防訪問リハビリテーション）	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導 （介護予防居宅療養管理指導）	通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行います。
	通所介護 【デイサービス】	通所介護の施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで利用します。
	通所リハビリテーション 【デイケア】 （介護予防通所リハビリテーション）	通所リハビリテーションの施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで利用します。
	短期入所生活介護 【ショートステイ】 （介護予防短期入所生活介護）	介護老人福祉施設等が、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。
	短期入所療養介護 【ショートステイ】 （介護予防短期入所療養介護）	介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設が、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練等を提供します。
	特定施設入居者生活介護 （介護予防特定施設入居者生活介護）	指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。
	福祉用具貸与 （介護予防福祉用具貸与）	車いすや介護ベッド等の日常生活の自立を助ける、または機能訓練のための用具をレンタルします。
	福祉用具購入【特定福祉用具販売】 （介護予防福祉用具購入）	福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します。
	住宅改修 （介護予防住宅改修）	手すりの取付けや段差解消等、生活環境を整えるために住宅の小規模な改修を行った場合に、改修費用の一部について給付します。
	居宅介護支援 （介護予防支援）	ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

分類	サービス名	サービス内容
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回や随時通報への対応等、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。
	夜間対応型訪問介護	夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。
	地域密着型通所介護	通所介護の施設（利用定員19人未満）に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで利用します。
	認知症対応型通所介護 （介護予防認知症対応型通所介護）	認知症の利用者が通所介護の施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで利用します。
	小規模多機能型居宅介護 （介護予防小規模多機能型居宅介護）	施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。
	認知症対応型共同生活介護 （介護予防認知症対応型共同生活介護）	認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等のサービスを利用します。
	地域密着型特定施設入居者生活介護 （介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護）	地域密着型の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【特別養護老人ホーム】	入所定員30人未満の介護老人福祉施設が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供します。
	看護小規模多機能型居宅介護	「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせで提供するサービスです。
施設サービス	介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】	常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供します。
	介護老人保健施設	在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、リハビリテーションや医療、介護等を提供します。
	介護医療院	長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。
	介護療養型医療施設	長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、機能訓練や必要な医療、介護等を提供します。

■その他の保険給付等

給付費名等	内容
特定入所者介護サービス費	介護保険施設利用者と、所得や資産等が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。
高額介護サービス費	月々の自己負担額の世帯の合計額が所得に応じて区分された上限額を超えた場合、その超えた分が介護保険から支給されます。
高額医療合算介護サービス費	医療保険と介護保険のサービス利用にかかる自己負担額について、世帯の1年間の合計が著しく高額になった場合、所得に応じて区分された上限額を超えた場合、その超えた分が介護保険から支給されます。
審査支払手数料	事業所からのサービスにかかる費用の請求にかかる審査・支払を国民健康保険団体連合会に委託する際の手数料。

用語解説(五十音順)

あ 行	
ICT	Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）「情報通信技術」の略称。
アセスメント	ケアプランの作成にあたって、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握すること。
NPO	民間企業の営利活動とは違い、福祉・環境・まちづくり等のさまざまな分野において、ボランティア活動をはじめとする民間非営利団体。
か 行	
介護給付	要介護状態（要介護 1～5）にある被保険者への保険給付。予防給付とは異なり、施設サービスが受けられる。
介護認定審査会	要介護認定の審査判定を行うために設置される市町村の附属機関。保健・医療・福祉の専門家により構成され、認定調査の結果や主治医意見書等を資料に、介護の要否やその程度及びその有効期間について審査及び判定を行う。また判定に際して、サービス提供上の留意事項等の意見を付すことができる。
介護予防・日常生活支援総合事業	平成 27 年度制度改正によって、介護予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ実施することが可能な地域支援事業へ移行したもの。多様な主体が参画し、サービスの充実を図り、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指している。
基本チェックリスト	厚生労働省によって作成された生活機能評価において用いられる調査票。介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうかという視点で、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全 25 項目について、「はい／いいえ」で回答する。
ケアマネジメント	要介護者・要支援者のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動等も含めて調整し、総合的・一般的に提供されるようにするサービス提供のマネジメント。
ケアマネジャー （介護支援専門員）	要介護者等の身体的状況等に応じて、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整や、ケアプラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う人
健康福祉センター	高齢者と障害者に対する各種の福祉サービスの提供及び市民に対する保健サービスの充実並びに市民と市民のボランティア組織の協力による福祉及び保健活動の推進等総合的な市民の福祉と健康増進に関する事業を行うための施設
高齢者福祉施設	高齢者の相互交流及び生きがいをづくりを促進し、福祉のまちづくりを推進するための施設

さ 行	
サロン活動	コミュニティセンター等を拠点に住民である当事者とボランティアが協働で内容を企画し、家族がいても昼夜一人きりで、会話をする相手もなく閉じこもりがちに暮らしている高齢者等が、気軽に出かけて仲間づくりをしたり、一緒にレクリエーションや簡単な体操をすること等により、いきいきと生きがいをもって地域で元気に暮らせることを目指し、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。
住民基本台帳	市町村において、住民の居住関係の公証（住民票の写しの交付等）、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎となる台帳。(1)氏名、(2)出生年月日、(3)性別、(4)続柄、(5)転入年月日等が記載されている。
主任ケアマネジャー (主任介護支援専門員)	介護支援専門員であって、主任介護支援専門員研修を修了した者、または主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年以内ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者
新オレンジプラン	厚生労働省が関係府省庁と合同で平成27年1月策定。 団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、総合的に推進していく「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を新オレンジプランと呼ぶ。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。主なものとして、がん、脳血管疾患、心臓病があり、日本人の3大死因となっている。
生活支援コーディネーター	「地域支え合い推進員」とも呼ばれる。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、地域の様々な支え合い活動をつなげ、組み合わせる調整役の機能を果たす者のこと。
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するための制度で、家庭裁判所の判断によって、本人に代わって契約の締結等を行う代理人等、本人を援助する者を選任する。本人が誤った判断に基づいて契約を提携した場合に、それを取り消すことができるようにする等、本人を保護するための制度。

た 行	
第 1 号被保険者	市町村の住民のうち、65 歳以上の人。
第 2 号被保険者	市町村の住民のうち、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。
地域共生社会	平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」で掲げられた新たな福祉ビジョンで、高齢者・障害者・子ども等すべての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高めあうことができる社会をいう。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。
地域支援事業	被保険者が要介護・要支援状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業。
地域包括ケアシステム	地域住民に対し、介護、介護予防、医療、生活支援サービス及び住まいを、関係者が連携して、地域住民のニーズに応じて、一体的、体系的に提供する仕組みのこと。
地域包括支援センター	介護保険法に基づく、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。各市区町村に設置され、地域包括ケアシステムの中核機関でもある。
地域密着型サービス	高齢者が、介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域の中でなじみの人間関係等を維持しながら生活できるよう、地域の特性に応じた柔軟なサービスを提供するための仕組み。原則として保険者の区域内の住民のみが利用できる。
出前講座	市政の情報を積極的に発信することで市民の理解を深め、市民協働のまちづくりを進めるため、市民の要望に応じて、希望する時間・場所に市職員が出向き、業務の説明や専門知識を生かした話などをする。

な 行	
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域住民や、介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場のこと。
認知症ケアパス	認知症の人やその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のこと。各地域で実施されている「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある、受講者には認知症サポーターの証としてオレンジ色のリストバンドが渡される。
認知症サポート医	認知症患者の主治医（かかりつけ医）を対象として、対応力の向上を図るための研修の企画・立案、および、かかりつけ医の相談役・アドバイザーとして機能する医師。認知症サポート医は厚生労働省が推進している「認知症地域医療支援事業」の一環として、都道府県や政令指定都市ごとの医師会を単位として設置される。

な 行	
認知症地域支援推進員	認知症の人への効果的な支援のために医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を持つ人。

は 行	
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存等の影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。

ま 行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

や 行	
要介護認定者 （要支援認定者）	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人。要支援者は要支援１・２に、要介護者は要介護１～５に区分される。
要配慮者	災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。 具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者（児）、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人、人工透析者など。
予防給付	介護保険における要支援認定（要支援１・２）を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防することを目的とする。